

京都市告示第157号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

令和8年6月2日

京都市長 松井孝治

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
一般市道	新橋通	東山区橋本町 393 番地先から 同区元吉町 44 番 2 地先まで	上下線、210m
一般市道	辰巳通	東山区元吉町 76 番地先から 同町 65 番地先まで	上下線、150m

(建設局土木管理部道路河川管理課)